

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドライン」の改正事項

(下線部分が改正箇所)

該当箇所	改正前	改正後
I 1.	第6条第3項	第6条
I 3.	②介護保険法に規定する居宅サービス事業、居宅介護支援事業、	②介護保険法に規定する居宅サービス事業、 <u>介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業</u> 、居宅介護支援事業、 <u>介護予防支援事業</u> 、
III 1.(2)①	根拠となる法令の規定としては、 <u>一般に刑事訴訟法第218条(令状による捜査)、地方税法第72条の63(個人の事業税に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり)等が考えられる。これらの法令は強制力を伴って回答が義務づけられるため、医療・介護関係事業者は捜査等が行われた場合、回答する義務が生じる。</u>	根拠となる法令の規定としては、 <u>刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会、地方税法第72条の63(個人の事業税に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり)等がある。</u>
III 1.(2)①	<u>また、刑事訴訟法第197条第2項(捜査に必要な取調べ)等については、法の例外規定の対象であるが、当該法令において任意協力とされており、医療・介護関係事業者は取調べ等が行われた場合、回答するか否かについて個別の事例ごとに判断する必要がある。この場合、本人の同意を得ずに個人情報の提供を行ったとしても、法第16条違反とはならないが、場合によっては、当該本人からの民法に基づく損害賠償請求等を求められるおそれがある。</u>	<u>警察や検察等の捜査機関の行う刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会(同法第507条に基づく照会も同様)は、相手方に報告すべき義務を課すものと解されている上、警察や検察等の捜査機関の行う任意捜査も、これへの協力は任意であるものの、法令上の具体的な根拠に基づいて行われるものであり、いずれも「法令に基づく場合」に該当すると解されている。</u>
III 1.(2)②	意識不明で身元不明の患者について、 <u>関係機関へ照会する場合</u>	意識不明で身元不明の患者について、 <u>関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合</u>
III 1.(2)②	右記例を追加	<u>大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に</u>

		<u>対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合</u>
Ⅲ 1. (2) ④	右記例を追加	<u>災害発生時に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等、公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合</u>
Ⅲ 4. (1) ②	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」及び「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」	<u>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」</u>
Ⅲ 5. (2) ②	意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会する場合	<u>意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合</u>
Ⅲ 5. (2) ②	右記例を追加	<u>大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を</u>

		得るための作業を行うことが著しく不合理である場合
Ⅲ 5.(2)④	右記例を追加	災害発生時に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等、公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合
Ⅲ 5.(3)②	「・家族等への病状説明」に右記例を追加	同様に、児童・生徒の治療に教職員が付き添ってきた場合についても、児童・生徒本人が教職員の同席を拒まないのであれば、本人と教職員を同席させて、治療内容等について説明を行うことができると考えられる。
Ⅲ 5.(4)②	当該事業者の職員を対象とした研修での利用(特定し、公表した利用目的との関係で、目的外利用としての所要の措置を行う必要があり得る)	当該事業者の職員を対象とした研修での利用(ただし、第三者提供に該当しない場合であっても、当該利用目的が院内掲示等により公表されていない場合には、具体的な利用方法について本人の同意を得るか(Ⅲ1.参照)、個人が特定されないよう匿名化する必要がある(Ⅱ2.参照))
Ⅲ 5.(4)②	このうち、医療・介護関係事業者内部の研修で診療録や介護関係記録等を利用する場合には、具体的な利用方法を含め、あらかじめ本人の同意を得るか、個人が特定されないよう匿名化する。	削除
Ⅳ 2.	2. 本ガイドラインを補完する事例集等の作成・公開 厚生労働省は、医療・介護関係事業者における個人情報の保護を推進し、医療・介護関係事業者における円滑な対応が図られるよう、本ガイドラインを補完する事例集の作成等を行い、公表するものとする。	2. 本ガイドラインを補完する事例集の作成・公開 厚生労働省は、医療・介護関係事業者における個人情報の保護を推進し、医療・介護関係事業者における円滑な対応が図られるよう、本ガイドラインを補完する事例集を作成し、厚生労働省のホームページにおいて公表している。
Ⅳ 2.		Q&Aのホームページアドレス等を追加
別表1	臨床検査技師、衛生検査技師法施	臨床検査技師等に関する法律施行

	行規則第12条第15項	規則第12条第15項
別表1		介護保険法の改正による新サービス事業者の追加等
別表3	「○法令上、医療機関等（医療従事者を含む）が行うべき義務として明記されているもの」に右記例を追加	<u>指定医療機関による都道府県・市町村への被保護者に係る病状報告</u> (生活保護法第50条、指定医療機関医療担当規程第6条、第9条)
別表3	臨床検査技師、 <u>衛生検査技師</u> 等に関する法律第20条の5	臨床検査技師等に関する法律第20条の5
別表4（根拠法）	臨床検査技師、 <u>衛生検査技師</u> 等に関する法律第19条	臨床検査技師等に関する法律第19条
別表4（資格名）	きゅう師	きゅう師
別表4（根拠法）	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条の2	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条の2
別表4		（介護サービス事業者等）に介護保険法の改正による新サービス事業者の追加等
別表5		医学研究分野における関連指針の告示番号の修正（平成16年12月28日の告示改正に伴うもの）

注) ガイドラインは、上記のほか、「介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う「痴呆」の用語の見直しに関する関係通知の整理について」（平成17年6月29日老発第0629005号）において、「痴呆」に関連する用語の見直しが行われている。